

日本聖公会 管区審判廷 2008年第三号

第一小審判廷

(トマス 佐藤公一 懲戒申立却下に対する不服申立事件)

審 判

日時 2009年3月3日(火) 午前11時

場所 京都教区聖アグネス教会礼拝堂

審 判

申立人 横浜教区 沼津聖ヨハネ教会 司祭 ヨハネ 鎌田雄輝  
同 大阪教区 大阪聖ヨハネ教会 コンスタンチヌス 村岡利幸  
同 東京教区 千住基督教会 司祭 イマニュエル 木下量熙

被申立人 トマス 佐藤公一

上記の当事者に関する2008年第三号事件につき、次の通り審判する。

○主文

1. 京都教区審判廷が2008年9月24日なした本件懲戒請求を却下するとの審判を取り消す。
2. 本件懲戒請求を京都教区審判廷に差し戻す。

○事実と判断

以下は、申立人等による管区審判廷への懲戒申立却下に対する不服申立事件2008年第三号の経緯である。

1. 申立人等は2008年7月11日付で、日本聖公会京都教区審判廷に対し、審判申立書を提出し以下の通り請求している。

児童虐待により PTSD に罹患した被害者を裁判において攻撃し、償いを拒否する主張をした事実。

児童虐待については明白な証拠があるにも関わらず、裁判において被申立人は加害者と共に、非常識な論理を用いて加害を否定する主張を行った。また、被申立人は加害者に同調し、被害者を誹謗中傷する主張を行った。(2005年7月まで)加害の事実が明白であり、大きな被害を与えたにも関わらず、和解と償いを拒むのは、聖書の教える道徳に反する。被申立人は加害者を説得して和解の道に進むべきであったのに、かえって加害者とともに償いを否定し、被害者を攻撃した。このような振る舞いは、兄弟の交わりを著しく損なう行為であって、祈祷書 160 ページ、161 ページに明記してあるとおり、聖餐に与る資格がない。PTSD の償いを拒み、被害者を攻撃した行為について、懲戒を求める。

2. 上述のように、申立人等は2008年7月11日付で、日本聖公会京都教区審判廷に対し、被申立人が児童虐待により PTSD に罹患した被害者を裁判において加害者、原田文雄元牧師とともに攻撃し、償いを拒否する主張をした事実について本件懲戒申立をすることとしたが、日本聖公会京都教区審判廷は2008年7月31日付で申立書記載事項に不備な点があり審判廷規則第5章16条4項を満たしていないと判断し、同年9月15日の期限を設け申立書記載事項補

正命令書を申立人に送付した。以下がその内容である。

「審判申立書」の書式にできるだけ従って、「申立の趣旨」「申立の事由である事実」について、各項目について整理して記載して下さい。「申立の趣旨」において、申立人は、審判廷に対してどのような審理、審判を求めているか、請求の趣旨を簡単明瞭に述べてください。

「申立の事由である事実」において、事実についての評価を記載するのではなく、申立の原因となった事実そのものを具体的に、できれば箇条書きに記載して下さい。いつ（あるいはいつからいつまで）、どこで、だれが、だれに、何をしたかを明白にして下さい。

3. これに対し、申立人等は補正命令による修正を行い、同年9月10日付で再度審判申立書を提出し、懲戒の事由である事実を明確化し申立の趣旨を被申立人の懲戒を求めるものとした。以下は申立人の修正提出した申立書である。

(1) 児童虐待により PTSD に罹患した被害者を裁判において攻撃し、償いを拒否する主張をした事実

2001年6月12日、児童虐待による PTSD 被害の賠償を求める民事裁判が、奈良地方裁判所葛城支部にて提訴された。被申立人は被告である原田文雄司祭の代理人となった。(民事裁判 事件番号 奈良地方裁判所葛城支部平成13年(ワ)第193号)裁判においては、児童虐待についての明白な証拠があるにも関わらず、被申立人は加害者の意向に従い、非常識な論理を用いて加害を否定する主張を行った。また、被申立人は加害者に同調し、被害者を誹謗中傷する主張を行った。裁判は2005年7月19日まで続いた。

(2) 申立の趣旨

加害の事実が明白であり、大きな被害を与えたにも関わらず、和解と償いを拒むのは、聖書の教える道徳に反する。被申立人は加害者を説得して和解の道に進むべきであったのに、かえって加害者とともに肯いを否定し、被害者を攻撃した。このような振る舞いは、兄弟の交わりを著しく損なう行為であって、祈祷書160ページ、161ページに明記してあるとおり、聖餐に与る資格がない。PTSDの償いを拒んで和解に進まず、被害者を攻撃した行為について、懲戒を求める。

(3) 以下は申立に関わる証拠書類である。

奈良地方裁判所（葛城支部）、大阪高等裁判所に提出された準備書面、判決文、書証  
奈良地方裁判所（葛城支部）、大阪高等裁判所において述べられた当事者及び関係者の陳述  
京都教区第101定期教区会常置委員会報告  
武藤六治主教の書簡  
当事者の尋問

4. 日本聖公会京都教区審判廷は、2008年9月24日付で決定書を送り、上記の申立人等による再度の審判申立書を、補正命令書において求めている「いつ」、「どこで」、「だれが」、「だれ

に、「何をしたか」という事実が明記されていないとして、補正されたものとして受理せず、日本聖公会法規第 200 条の懲戒事由を構成する事実が明らかにされていないという判断において、懲戒を受けるべき行為の特定が不可能との理由で本件懲戒申立を却下したものである。

5. 申立人等は、上記決定書を受け同年 10 月 6 日付で管区審判廷に不服申立書を提出し、その不服申立の趣旨として原審判の却下についての法規上の根拠がなく、不法かつ不当であると考え、却下を取り消して差し戻し審判を行なうように求めた。  
不服申立の理由は以下の通りである。

[不服申立の理由] 京都教区審判廷の却下決定理由によれば、審判廷規則第 17 条による補正命令に従わなかったことを理由として、同規則第 17 条 2 の規定に従って却下したとしている。不服申立人は以下の理由で、これが却下の理由とならないことを主張する。

- (1) 補正命令に従っていないというのは事実誤認である。

申立書の「懲戒申立の事由である事実」は十分特定できる表現に補正されている。懲戒の対象となる行為について、裏付けの取れる形の指定がされている。以下、申立書の補正内容を説明する。「児童虐待により PTSD に罹患した被害者を裁判において攻撃し、償いを拒否する主張をした事実」裁判の時期を 2001 年 6 月 12 日から、2005 年 7 月 19 日までと明記した。被申立人の行為の時期は裁判の全期間中とした。場所は法廷である。裁判所名と事件番号を明記したので、法廷の特定ができる。(民事裁判 事件番号 奈良地方裁判所葛城支部平成 13 年(ワ)第 193 号)被申立人が裁判の期間中にした、代理人としての行為を問題とした。被申立人の同席となる行為は裁判期間中の主張全部である。法廷の特定によって、主張の全体を特定できる。申立書には主張の概要を示した。裁判において虚偽を述べることは、相手あつての罪であるが、それ自体も罪である。被申立人が福音に従って被告に和解を勧めず、かえって原告を攻撃した行為も問題とする。これは、原告に対する罪であると同時に、それ自体が道徳的罪であり、教えに反する行為であるとして、特に行為の相手を明示しなかった。裁判における原告の氏名は明示していないが、裁判所名と事件番号によって特定できる。

以上、「懲戒申立の事由である事実」の特定ができるよう申立書の補正が行われたことを示した。京都教区審判廷は、申立人による補正が不十分であるとさえ評価せず、全く命令に従わなかったかのように評価をしたが、これは事実誤認である。

- (2) 申立却下の理由が表示されていない、或いは適切な却下理由の表示がされていない。

却下理由に「事実が明記されておらず、補正されているとは認められません」とあるが、実際に補正命令の指示方向に従って申立の補正が行われている以上、補正がされていないというのは事実誤認であり、せめて申立人の行った補正が基準に達しなかったというべきである。そうであれば、事実関係を明記する上での基準に到達しなかったとして却下理由を示すべきであるのに、却下の根拠となる基準が示されていない。事実がどれくらい明らかにされるべきか、法規上の基準を示すべきである。懲戒事由となる事実の特定は申立書の表示によって

十分可能である。今度の却下において、正当な判断基準があったとは認められない。なぜなら申立人は確かに補正命令に応じて補正を行ったが、却下決定に於いては、どのように不適合であったのかという評価が示されていないからである。これでは却下において正当な基準があったとは認められない。

- (3) 申立書は、審判廷規則から導き出されるところの要求基準を満たしている。

申立時点においては、事実の存在についての真実性は審判廷において証明されていない。審判廷が開廷された上で事実の証明がなされて審判が下されるまでは、申立事実の存在の確かさは審判廷によって認められたとは言えない。従って、「懲戒申立の事由である事実」とは、審判廷が特定できる所の事実ではなく、あくまで申立人が特定している事実を表示するものである。審判廷規則第 27 条には、準備書面についての規定があるが、主張しようとする事実と証拠を書面にて提出するように求めている。審判廷が申立人の主張を判断して事実を特定したり、申立人に裏付けを求めるのは、開廷後の場面であることが示されている。審判廷規則によれば、申立時点において『審判廷が事実の特定をすること』は求められておらず、審判廷に事実特定を可能にせしめる申立書は要求されていない。従って、京都教区審判廷による申立却下には、法規上の根拠がない。

- (4) 申立書は法規に違反する記載ではないから、補正命令には法規上の根拠がない。

補正命令が要求する「いつ、どこで、だれが、だれに、何をしたか」を明白にすることは、審判廷規則第 16 条には規定されていない。規則には、ただ事実を記すように書いてある。申立書が審判廷規則に形式的に違反していない以上、京都教区審判廷の出した補正命令は審判廷規則第 17 条に根拠をもつものではない。従って、同規則第 17 条 2 に規定された却下の根拠も失う。申立は、法規上の根拠なく補正命令が出され、却下された。以上のことから、京都教区は申立書の不備を指摘したのではなく、審判廷の開廷そのものを拒否したというべきである。

申立には法規上の形式的不備はないが、そもそも規則第 17 条の条文は、形式上の理由による申立却下を可能な限り避ける趣旨であると理解できる。聖公会においては、大抵の信徒は法規の素人である。素人の申立について、形式的な理由による却下をせず、なるべく受理するために補正を要求するのである。重大な問題提起を尊重して扱うための第 17 条規定であり、補正命令は善意を持って行なわねばならない。申立の却下決定は、審判廷規則第 17 条の意図にも反していると主表する。重大な問題提起がされているにも関わらず、審判廷は規定に違反していない申立の門前払いをするべきではない。開廷して意見を聞き、審理した上で結論を出す法規上の義務がある。

- (5) 申立却下の理由として示された文章に「懲戒を受けるべき行為の特定ができません」とある。

しかし、申立時において審判廷が「懲戒を受けるべき行為の特定」をすることは、原理的にできない。したがって申立却下の理由として不適切である。審判廷が審判を開く前に、懲戒対象の罪状および事実を特定することは、厳密には不可能であり、原理的にも不可能である。たとえ完全かつ明白な事実の表示がなされていても、申立時点で申立人の言うところの「懲

戒申立の事由である事実」を審判廷が完全に把握することは不可能である。これは、審判廷の懲戒基準が明文化されていないことによる。以下、このことを説明する。

日本国の法によって裁かれる事案など、処罰の対象となる行為が厳密に規定されている場合であれば、懲戒申立の事由である事実は、法律の条文に照らして明白に特定できるが、日本聖公会においては懲戒の対象となる行為について明白な基準は設けられていない。懲戒の対象となる行為については法規第 198 条、第 199 条、第 200 条に記されているが、「その他著しく不道徳または不正であること」という曖昧な規定が記されており、被申立人の行為が著しく不道徳であるかどうかの判断は、審判廷での審理に任されている。従って、実際に事理が始まってしまわなければ、被申立人の行為が「懲戒申立の事由である事実」と言えるかどうか、定かではないのである。

思考実験として、一例を挙げる。不倫或いは姦淫と言われる行為については、日本国の刑法では犯罪と規定されていないので刑事事件として裁かれることはないが、教会においては不道徳とされている。従って申立の理由となり得る。しかし、姦淫の行為が教会において「懲戒の対象となる事実」と認定されるかどうか、それは審判廷を開廷し審理を行って、審判の決定が出されるまで、手続き上でも、誰にも予想や判断が出来ないのである。なぜなら、懲戒処分に値するかどうかについては、審判廷の自由な心証による判断に依るように定められているからである。申立人が姦淫の事実を「懲戒申立の事由である事実」として書いたのに、審判廷審判員が、姦淫の行為が懲戒に当たるとは考えない場合には、申立書を読んでも、懲戒の事由となる事実を特定できないことになる。以上の想定事例により、申立の時点では、申立人と審判員の間には「懲戒申立の事由である事実」に関する共通認識を全く期待できないことを証明した。申立の時点で審判廷が「懲戒申立の事由である事実」の厳密な特定ができないことを理由に門前払いをすることは適当ではない。実際に審判を開かねば、「懲戒事由である事実」の厳密な特定を審判廷が行なうことはできないのである。したがって申立書において述べられる「懲戒申立の事由である事実」というのは、審判廷が十分特定できるところの事実ではなく、あくまで申立人が懲戒すべきと考える事実が記されるものである。審判廷が申立時点で、不道徳と主張される事実を特定できない場合でも、それは開廷後に申立人が詳細に主張する性質のものである。

審判廷は疑問点がある場合、開廷した後、審理の中で不明な問題を問うべきである。双方の詳細な主張を聞いた上でも申立人が同席を明確に出来なかったなら、その時に、事実関係の不明を理由に棄却の判断を下すべきである。申立人は以上の理由をもって不服を主表し、京都教区審判廷による申立却下決定の取り消しを求め、京都教区審判廷に差し戻しを求めるものである。

## 6. 判断

- (1) 日本聖公会京都教区審判廷が、2008年7月31日付で申立書記載事項に不備な点があり、審判廷規則第5章16条4項を満たしていないと判断し、同年9月15日の期限を設け申立書記載事項補正命令書を申立人に送付した内容について、申立の趣旨、申立の事由である事実、証拠方法について明確化の整理を補正させる命令は意味あるものとして一定の理解はできる。
- (2) 京都教区審判廷は、申立人等による再度の審判申立書を、補正命令書において求めている「いつ」、「どこで」、「だれが」、「だれに」、「何をしたか」という事実が明記されていないとして、補正されたものとして受理せず、日本聖公会法規第200条の懲戒事由を構成する事実が明らかにされていないという判断において、懲戒を受けるべき行為の特定が不可能との理由で本件懲戒申立を却下したものである。
- (3) 申立人等は、懲戒の事由である事実として、2001年6月12日、児童虐待によるPTSD被害の賠償を求める民事裁判において、被申立人が司祭原田文雄の代理人となり、児童虐待についての明白な証拠があるにもかかわらず、非常識な論理を用いて加害否定する主張を行なったことを述べている。確かに、被申立人が司祭原田文雄の代理人弁護士としての活動を行なった記録は認められるものの、弁護活動自体に職責を逸脱したと認定できるだけの十分な主張も立証もされておらず、その点を懲戒事由とすることが困難に見えることは否めない。
- (4) しかしながら、被申立人が日本聖公会に帰属する弁護士であり、信徒として一層の倫理的な基準を求められることを考慮すれば、本件懲戒請求を正当な申立として受理しうるものと判断できるのも確かである。
- (5) つまるところ、京都教区審判廷の主張する懲戒を受けるべき行為の特定ができない、という理由を本件却下の説明とするには困難があり、認め難いものである。
- (6) 更に、京都教区審判廷には、被申立人が司祭原田文雄の主張に大きく依拠して弁護活動を貫徹した点に対して、多面的に深く掘り下げて審理を尽くす必要性が求められるべきであった。その審理を尽くさないまま、日本聖公会京都教区審判廷が本件を却下するに至ったことは問題であると判断せざるを得ない。
- (7) 上記のような事実を踏まえた理解によれば、申立人等の主張にあるように、補正命令書の不備という理由によって審判廷規則第17条2項の適用を行なった却下の判断基準に正当性を認めるのは困難であると言わざるを得ない。
- (8) 申立人等によって、2008年10月6日付で管区審判廷に不服申立書を提出された不服申立の趣旨として「原審判の却下については法規上の根拠がなく、不法かつ不当であると考えられるため、却下を取り消して差し戻し審判を行なうように求めます。」と述べているところに従い、当審判廷は申立を次項目、「理由」にあるように判断した。

○理由

被申立人佐藤公一は当時被告であった司祭原田文雄の代理人としての弁護活動をなしたものと認められる。そして、現時点で同人が国法で明定されている弁護士の職責を逸脱したと認定できるだけの十分な主張も立証もされていない。しかし、本件では、被申立人が日本聖公会に帰属する弁護士であり、本件が牧会的な事案であることに鑑みると、その弁護活動には信徒たる弁護士としての倫理性が求められるところである。しかるに被申立人は、司祭原田文雄の主張に大きく依拠してその弁護活動を貫徹しており、信徒たる弁護士としての、依頼者からの独立の原則を逸脱したか否か等の争点について、さらに審理を尽くすのが相当である。しかるに、それを尽くさず却下の判断を下した京都教区の審判は審理不尽により破棄を免れない。

以上の理由から、日本聖公会審判廷規則第53条第1項に従い、審判員全員一致の意見で主文のとおり審判する。

2009年3月3日

日本聖公会管区審判廷第一小審判廷

審判長	主教	アンテ	中村	豊	
審判員	司祭	フランス	坂尾	英孝	
審判員	司祭	サムエル	眞石	勇	
審判員		パウロ	浅井	正	
審判員		マリア	松浦	ツ子	

本書は審判の謄本である。

2009年3月3日

日本聖公会管区審判廷 第一小審判廷

審判長 主教 アニテシ 中村 豊

